

TAX JUSTICE

「公正な税制を求める市民連絡会」会報

タックス・ジャスティス

発行：公正な税制を求める市民連絡会

【事務局】〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
【連絡先】 TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会

Q 検索

HP <http://tax-justice.com/>
facebook <https://www.facebook.com/tax.justice.jp>

Vol.2 2015.10

人の命を財源で語るな!

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・作家 あまみや かりん
雨宮処凛



07年、反貧困ネットワークが結成されてから幾度となく開催されてきたデモで、必ずといっていいほど掲げられてきた言葉だ。

しかし、「財源がない」を理由に、弱者は長いこと切り捨てられてきた。特に第二次安倍政権が始まってからは露骨だ。生活保護費の生活扶助引き下げに始まり、住宅扶助、冬期加算までもがターゲットとなり、受給者を苦しめている。

一方で、「アベノミクス」の嘘もそろそろバレてきた。15年7月に発表された国民生活基礎調査によると、「生活が苦しい」と感じている世帯は62・4%と過去最高。86年の調査開始から最も高い数字だという。世帯ごとの平均所得は約529万円と前年比で8万円以上ダウン。特に苦しいと感じているのは「子どものいる世帯」で67・4%。高齢者世帯も58・8%が「苦しい」と回答。

また、非正規雇用を目を転じてみると平均年収は168万円(国税庁)。非正規女性だけに限ると143万円だ。年収ベースで、貧困ラインと20万円程度しか変わらない。

それでは、富裕層に目を転じてみよう。貧困撲滅を目指すNGOオックスファムによると、世界の富裕層上位1%が所有する富の割合は14年に48%に達し、16年までに50%を超えるという。なんだかスケールが大きすぎる話だが、日本に限っても、安倍政権になってから5億円以上の純金融資産を持つ超富裕層の資産は、29兆円も増えているそうだ。なるほど、アベノミクスは格差の上位には恩恵をもたらしているようである。

15年度の社会保障予算は、3900億円も削減された。その一方で日本政府は、3600億円かけてオスプレイ17機を購入する方針だという。そんなことを耳にすると、「あれ? 財源ないんじゃないの?」と嫌味のひとつも言いたくなってくる。

何か、分配が上手く進んでいないのだ。制度設計が、不公平にできているのだ。それは格差社会化が急速に進むこの20年ほど、この国の人々がうっすらと抱えてきた実感だと思う。「貧困・格差への対策をしろ」「財源がない」——。長年にわたるそんなやり取りの果てに、私たちは、自らが主体となって税制を考えることにした。

税を考えることは、国のあり方を根本から考え、問い直すことだ。

公正な税制の果てには、公正な社会があると信じている。

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるためのヒントとなる書籍を紹介します。

神野直彦 「税金 常識のウソ」

本書は税の原理から税制改革のあり方まで、深く考えさせる書である。神野氏の基本的な考え方は、本書の随所から読み取れるように、所得税中心主義である。氏は消費税を所得税と並ぶ基幹税とする税制が望ましいとしているが、それは消費税が逆進的であっても、それを所得税の累進性で打ち消すことができるとの考えがあるからである。ところが氏も指摘するように、日本では消費税の導入とともに、所得税の解体戦略がとられ、累進性を大きく失ってしまっている。実際、日本では税による所得再分配機能は著しく低く、OECD諸国の中でも最低レベルにある。消費税が所得税と並ぶ基幹税となるためには、解体された所得税が再建されなければならないことを本書は示唆している。

(書評: 合田)

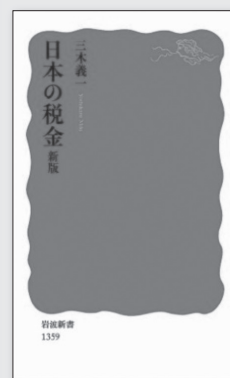


【文春新書】 800円+税

三木義一 「日本の税金 新版」

私たちはなぜ税金を「取られる」と感じるのだろうか。多くの給与所得者は、勤務先の源泉徴収と年末調整により、自分の所得税がどのように計算されているのかさえよくわかっていない。これが税制への無関心を生み、不公平感を募らせる一番の要因となっている。まずは税金について知ることが、公正な税制を考えるための第一歩である。本書は、所得税、法人税、消費税、相続税、地方税など、複雑な日本の税制をわかりやすく解説している。また、税制改正の議論が一部の議員に委ねられ、不公正な特別措置が温存されてきたことや、財務省主導による法案作成過程のあり方を批判し、改革案を示している。日本の税制の何が問題で、いかに改革すべきなのか。市民の目線で税制を見直し、改善への糸口を見出すための必読書である。

(書評: 内田)



【岩波新書】 800円+税

赤石千衣子 「ひとり親家庭」

いま私たちの社会には様々な課題がある。労働・雇用では、男女間の賃金格差は依然として大きく、派遣法の改悪により非正規労働者は約4割にまで増加し、ワーキングプアが増えている。子育て・教育では、保育園の待機児童問題や、大学の教育費が高く給付型の奨学金も少ないなど、誰もが安心して子育てできる環境とは言い難い。子どもの貧困率は16.3%にまで悪化し、親から子への貧困の連鎖も起きている。本書は、これらの問題がひとり親家庭の親子の生活を直撃している実態をつぶさに報告している。ひとり親家庭の現状・課題を知ることは、社会全体の課題を考えることにもつながると言える。ひとり親家庭の支援者のみならず、労働・雇用、子育て・教育、社会保障・福祉、財政・税制などに関わる人もぜひ一読したい一冊。

(書評: 内田)



【岩波新書】 820円+税

編集部
より

紹介した書籍の感想文を編集部までお寄せください。いただいた感想文は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください ▶

Q 税金にはどんな種類があるの？

私たちが納める税金にはどんな種類があるのでしょうか。また、それぞれの税収の割合はどうなっているのでしょうか。



A 国税庁は毎年11月11日から17日を「税を考える週間」としていますが、市民連絡会の会員のみなさんには、1年のうち1週間だけでなく、日々の生活や仕事のなかで「税を考える“習慣”」を持っていただけたら嬉しいです。

さて、税金には大きく分けて3つのグループがあります。第1に、「所得に課税するもの」には、**所得税、法人税、住民税、事業税**などがあります。第2に、「消費に課税するもの」には、**消費税、酒税、たばこ税**などがあります。第3に、「資産に課税するもの」には、**相続税、贈与税、固定資産税**などがあります。

私たちは、給与や事業などから所得を得て、商品やサービスを購入し、残りは貯蓄や投資とします。私たちの経済活動をシンプルに表せば、「**所得－消費＝資産**」です。税金は、人々から嫌われても、関心を持ってもらえなくても、私たちの経済活動にいつもぴったりと寄り添って(?)います。

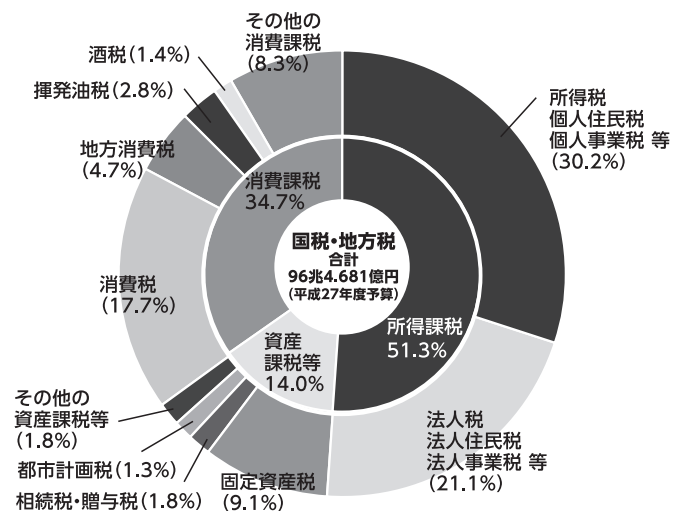
みなさんは「何をしても税金がついてまわるのだなあ……」と思うかもしれませんね。しかし、たとえばもし所得にだけ課税し、消費や資産には一切課税しなければどうでしょうか。収入はないが親の遺産を食いつぶして生活する人は、ほとんど税金を払わなくてよいことになってしまいます。

様々なタイプの税金があるのは、所得・消費・資産それぞれの段階で、税を負担する能力(担税力)に応じて税金を負担してもらうことにより、公平な課税をするためなのです。ただし、あくまでも能力に応じた負担(応能負担)が原則であり、担税力のない人にまで過度な税負担を求めることは、公平とはいえません。

次に、それぞれの税金をどのくらいの割合で集めているのかを見てみましょう。下図は、平成27年度予算における国税・地方税の内訳です。96.4兆円の税収のうち、**個人が納める所得税・住民税などが30.2%、法人が納める法人税などが21.1%**で、個人・法人を合わせた「**所得課税**」は**51.3%**となっています。次に、国税である消費税17.7%と地方消費税4.7%を合わせた**一般消費税は22.4%**で、その他の個別消費税を含めた「**消費課税**」は**34.7%**となっています。また、固定資産税、相続税・贈与税などの「**資産課税**」は**14%**となっています。

所得課税・消費課税・資産課税のバランスはいかにあるべきか、「公正な税制」の視点で共に考えていきましょう。

税理士 内田麻由子



出典：財務省

税と社会保障のニュースクリップ

◆若い世代の負担軽減 政府税調、所得税改革

政府税制調査会は7月17日、総会を開いた。中里実会長は「若い世代が安心して結婚や子育てができるよう、税の負担構造を見直す必要がある」と述べた。総会では、高齢者の年金収入への課税を軽減する「公的年金等控除」の見直しや、低所得者対策として所得税の税額控除を行い、控除する税金がない場合は現金の給付を行う「給付付き税額控除」の導入

を検討すべきだとの意見もあった。

出席した一橋大経済研究所の小塩隆士教授は「若年層から高齢層へという年齢階層間の(負担の)移転ではなく、困っている人を困っていない人が助ける仕組みにすべきだ」と提案した。政府税調は今秋に改革の論点整理、来夏には中期答申を取りまとめる予定だ。

(2015.7.17産経ニュースより)



\\ 会員の皆様といっしょに作るページ //

「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

個人会員

会員のみなさまから寄せられた投稿をご紹介します。

社会のあり方決める税制の設計

梁田貴之・55歳・会社員

外交・安保でも、憲法違反の専守防衛逸脱を「積極的平和主義」などと粉飾していますが、「消費税がもうすぐ収収のトップになる」というニュースは、税制・財政においても「高齢化社会の福祉を支える」はずの消費税が、実際はおカネ持ちのための法人税・所得税の負担軽減の穴埋めをしていることを示しています。社会人になって30年余、ずっと税金は天引きの月給取りでしたが、格差是正のためにも、経済活性化のためにも税制の設計が重要と知るようになりました。公正な税制を求める市民連絡会では、学習会に出る程度ですが、ぜひしっかり学ばせていただきたいと思ひます。

危うい障害基礎年金

川田陽一・特定社会保険労務士

今、障がい者への風当たりを強めそうな社会保障制度があります。障害基礎年金。この年金は、認定基準の曖昧さの故に審査する側の判断が一定せず、個々の案件に対しては判断のブレが生じ、受給の可否は結果を待たなければ分からない。加えて県単位の認定(変更の方向)のため、地域差が囁かれていました。昨年、各県の不支給率(4%~24.4%)が判明し、大きな差のあることが明るみに出ました。国も是正のため検討会を立ち上げましたが、あろうことか地域差解消の名の下に、新たに障がい者の生活権を脅かすような厳しいガイドライン(パブリックコメントが求められました)を作成し、年金削減の方向に誘導しようとしています。「骨太の方針2015」の社会保障費削減と相まって、障害基礎年金の受給難の始まることが懸念されます。

消費税は物価だった!?

丸井英里・会社役員

税の知識に疎い私ですが、第2回学習会の湖東京至先生のお話が実に面白かったです。個人事業主として「消費税はお客さまからの預り金」と思い込んでいました。違うのですね!「消費税は間接税ではない。物価として負担している」とは、目からウロコ。ふだん医療や家賃に消費税を払いませんが、機器購入や修繕にかかった消費税には輸出企業のような還付は無いでしょうし、逆にビル建設で多額の還付を受けた家主も知っています。商店で消費税を払っても、課税業者か否か不明。そんな日頃からの謎も、そもそも預り金ではないと知って驚愕です。身近な生活から国際経済まで、国の根幹である税とは矛盾だらけなのですね。

(編集部注を参照)

多様な議論がほしい

白井康彦・57歳・会社員

当会や民間税調が今年スタートしたことは大歓迎です。ただ、税制をめぐる「硬い議論」に終始していることが気になります。税制や財政に関心がある人の多くは「富裕層課税を強めていかねば国家財政がもたない」と考えているでしょう。しかし、反発する富裕層が当然多い。今後は、心理的要素も加味した議論もしてほしい。富裕層が受け入れやすい理由づけを考えてみる。「消費税だけの増税を進めていけば景気が持たない」「国家財政がバンク寸前になったら富裕層も大きな痛手を受ける」といった説明はどうか。「海外に資金逃避させる富裕層が増えるのではないか」という懸念には「日本の先行きを心配する富裕層も多いですよ」といった具合に話す。愛国心に訴える作戦です。税制に関心があるFPなども論者に交えたらどうでしょう。

(編集部注)湖東氏の講義を直接聞いていない人のために、誤解のないよう補足します。消費税のしくみ上は、消費税は預り金です。事業者が消費税の申告をする際には、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた金額を納付します。預かった消費税より支払った消費税の方が多ければ、還付になります。建物の建築などによる還付や、輸出免税による還付は、消費税法に基づく適切な申告が行われているならば、租税回避ではありません。



会員のひろばへ投稿をお寄せください。「税制や社会保障制度について思うこと」「こんな税制・制度があったらいいな」「税金のここが知りたい」「連絡会の活動に期待すること」など、税や社会保障に関する内容で自由にお書きください。

いただいた投稿は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください ▶

と「団体会員」によって成り立っています。

会員専用メーリングリスト (ML) を開設しました!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org (内田)までお問合せください。

団体会員

公正な税制を求める市民連絡会は、さまざまな団体と連携し、市民一人ひとりの基本的人権が守られる社会の実現に向けて、共に取り組んでいきます。
ここでは団体会員の活動をご紹介します。

主婦連合会 (しゅふれん)

主婦連合会は各地の消費者団体と個人会員からなる連合会です。1948(昭和23)年「不良マッチ退治主婦大会」を契機に、婦人の経済的自覚を高め、暮らしの課題を解決するために団結しようと、奥むめお(初代会長)が呼びかけ、結成されました。「台所の声を政治へ」というスローガンのもと、「平和」「物価」「税金」「食品」「環境」など幅広い課題を身近な消費者問題として提起し、それぞれの分野で権利実現・利益擁護をめざして各種制度の整備に貢献してきました。「消費税増税に反対すると共に税の使い道の監視に努め、公正な税制実現のために行動する」ことは今年度の運動方針の1つです。いのちとくらしを守るために共同運動を広げてまいります。

所在地 〒102-0085東京都千代田区六番町15プラザエフ
TEL 03-3265-8121 FAX 03-3221-7864 ホームページ <http://shufuren.net/>



反貧困ネットワークあいち

当ネットワークは、2010年5月、「貧困の脅威に直面する人々が、社会および行政から人間らしい生活(衣食住、健康、労働、教育など)を実際に保障され、誰もが自分自身に尊厳を持ち、違いを認め合いつつお互いに助け合い、生き生きと暮らすことができる社会を築くこと」を目的として、結成された市民団体です。現在、愛知県を中心に幅広いネットワークを形成して、提言、要請活動、ワンストップの相談会、シンポジウム、集会などの開催をしています。なかでも、税制と社会保障の問題は、当ネットワークにおいても重要な取り組みと位置づけて、連続勉強会を企画し、今後も市民連絡会と連携して、公正な社会の実現に向けて活動してまいります。

事務局 〒453-0014名古屋市中村区則武1-10-6 名古屋法律事務所内(事務局長 弁護士 樽井直樹)
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749 ホームページ <http://hanhinkon-aichi.net/>



生活保護問題対策全国会議

生活保護問題対策全国会議は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制をはじめとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、2007年6月に設立されました。

弁護士・司法書士、研究者、自治体職員、支援者、生活保護利用当事者で構成され、意見書・声明の発表、書籍・パンフレット等の出版、記者会見・シンポジウムの開催、議員要請など多彩な活動を繰り広げています。

事務局 〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所(事務局長 弁護士 小久保哲郎)
TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 ホームページ <http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>

事務局
より

社会保障の充実のため活動されている団体の皆様へ

社会保障の充実は市民の権利ですが、その実現のためには財源を提言していくことが有効です。公正な税制を求める市民連絡会では多くの税や金融の専門家らと連携して、シンポジウム、集会の案内、税制度の講師派遣をしています。共催、後援などにより、ともに活動の発展、充実にお役に立てると考えています。ぜひ入会をご検討ください。

入会についてのお問い合わせは8ページをご覧ください。▶

活動報告

7/10

政府の「骨太の方針2015」に対する声明を公表しました。声明は、社会保障費の削減に警鐘を鳴らし、「担税力に応じた公正な税制と充実した社会保障による所得再分配によって、貧困と格差の拡大を是正し、すべての人が人間らしく生きることができるとの構築こそが、今、求められており、当連絡会はその実現に向けて全力で取り組む。」と結んでいます。

7/22

主婦会館にて、第2回学習会「公平を謳う消費税の不公平な実像」(講師:税理士 湖東京至氏)を開催しました。

9/10

主婦会館にて、第3回学習会「マイナンバー制度」(講師:白鷗大学法学研究科長 石村耕治氏)を開催しました。

9/19

仙台弁護士会館にて、仙台集会「財政と社会保障のあり方を考える～人々の生存と尊厳を守るために」を開催しました。参加者約70名。東北学院大学経済学部准教授の佐藤滋氏による基調講演のほか、活動報告などがありました。

開催 予告

第4回学習会

反貧困の財政学— 「救済」から「連帯」へ

講師 高端正幸氏(埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 准教授)
東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。博士(経済学)。聖学院大学、新潟県立大学等を経て現職。主著に『地域切り捨て一生活ていけない現実』、『復興と日本財政の針路』(共に岩波書店)

日時 2015年11月12日(木)
18:30～20:30(受付開始18:00)

会場 主婦会館プラザエフ(JR四ツ谷駅・麴町口1分)
※地図 <http://plaza-f.or.jp/index2/access/>

参加費 500円

事前申込み不要

ホームページができました!

公正な税制を求める市民連絡会のホームページができました!
URLは、<http://tax-justice.com/> です。
ぜひご覧ください。

個人会員・団体会員を募集中です!

税制や社会保障に関連する団体や、それらに関心のある個人の方など、幅広い皆様のご加入をお待ちしています。

入会された方には年4回、会報を送付します。

また会員専用ML(メーリングリスト)にもご参加いただけます。 [7ページ右上参照▶](#)

会費 団体1口/1万円 個人1口/2千円 学生1口/500円

入会に関する
問い合わせ先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階
埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正

TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

inomata.tadashi@saitamasogo.jp(事務局長・猪股正)または
mizutani@mizutani-web.com(事務局長・水谷英二)

広報ツールをご利用ください

広報ツール(会報+入会案内)を使って、周りの人たちに当連絡会の活動をご紹介ください。税制に関心を持つ人を増やしていきましょう。広報ツールは無料です。ご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数を明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までEメールでお申込みください。

所属団体や勉強会などで会報(最新号)の配布をお願いします

会報の配布をご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数(10部単位)を明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までEメールでお申込みください。恐縮ですが、1部150円と送料をご負担いただけます。

投稿
募集中
です!

4ページで紹介した書籍の感想文や、6ページ「会員のひろば」への投稿を募集しています。

本文はどちらも300字程度。感想文には書籍名を、「会員のひろば」への投稿にはタイトルをお書きください。

投稿方法：①氏名 ②職業 ③年齢(任意) ④Eメールアドレス
⑤電話番号 を明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までEメールでお送りください。

編集後記

■神野直彦氏によると、スウェーデン語で社会サービスを表す「オムソーリ」の元来の意味は、「悲しみの分かち合い」である。社会サービスを考える際に、子どもと障害者は優先順位が高いと考える。国連の「子どもの権利条約」「障害者権利条約」に日本も批准しているが、権利条約を作らねばならないのは、それだけ弱い立場ということだ。「児童虐待防止法」「障害者虐待防止法」を作らなくてはならない社会も悲しいし、若者の死因の1位が自殺であるという現実にも胸が痛む。悲しみを分かち合える社会にしていきたい。(内田)

■わが「タックス・ジャスティス」号は港を出たばかりであるが、私たちの声はどこまで届いているだろうか。7月にアジアカペラで開かれた国連の国際会議では、累進的な税制の実現や、タックスヘイブんとたたかうために、国内の規制を強め、国際協力を強めることなどの内容を含む決議が採択された。私たちの声は世界に届いている。(合田)